

岐阜県公報

号外(三) 令和三年四月一日

目次

規 則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (防災課) 一

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則 (観光誘客推進課) 二

企業管理規程

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (出納管理課) 二

訓 令 甲

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程 (水道企業課) 三

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令 (管財課) 三

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令 (防災課) 四

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令 (県民生活課) 四

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令 (水資源課) 四

規 則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百五十六号

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則(平成二十六年岐阜県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「岐阜県危機管理部危機管理政策課」を「岐阜県危機管理部防災課」に、「危機管理政策課等」を「防災課等」に改め、同条第三項及び第四項中「危機管理政策課等」を「防災課等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百五十七号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。

別表第二知事直轄部の部中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改め、同表総務部の部県庁舎建設班の項の次に次のように加える。

デジタル戦略推進班	総務部	災害対策の応援に関する事。
	デジタル戦略推進課長	

別表第二総務部の部情報企画班の項中「情報企画班」を「情報システム班」に、「情報企画課長」を「情報システム課長」に改め、同表危機管理部の部危機管理政策班の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項に次の一号を加える。

3 岐阜県防災情報通信システムの管理運用に関する事。

別表第二危機管理部の部原子力防災班の項第六号中「防災課岐阜地域防災係」を「危機管理政策課岐阜地域防災係」に改め、同部防災班の項第一号中「第三号、第四号及び第七号において同じ」を削り、同項第三号中「こと」の下に「（原子力災害に関するものを除く。）」を加え、同項第四号中「こと」の下に「（原子力災害に関するものを除く。）」を加え、同項第六号中「県事務所」の下に「及び危機管理政策課岐阜地域防災係を、「こと」の下に「（原子力災害に関するものを除く。）」を加え、同項第七号中「こと」の下に「（原子力災害に関するものを除く。）」を加え、同項第十三号を次のように改める。

13 緊急通行車両の確認に関する事。
別表第二危機管理部の部防災班の項に次の一号を加える。

14 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に関する事。

別表第二商工労働部の部観光企画班の項中「（関ヶ原古戦場の観光施設等を除く。）」を削り、同部関ヶ原古戦場整備推進班の項を次のように改める。

観光資源活用班	商工労働部	岐阜県関ヶ原古戦場記念館の災害対策及び連絡調整に関する事。
	観光資源活用課長	

別表第二商工労働部の部海外戦略推進班の項中「海外戦略推進班」を「観光誘客推進班」に、「海外戦略推進課長」を「観光誘客推進課長」に改め、同表県土整備部の部砂防班の項に次の一号を加える。

7 備蓄資機材の利活用に関する事。

別表第三災害情報集約チームの項中「情報企画班」を「デジタル戦略推進班」に改め、同表被災者支援チームの項中「危機管理政策課管理調整監」を「防災課管理調整監」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百五十八号

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県通訳案内士法施行細則（平成十八年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改める。

第四条第一項中「岐阜県商工労働部観光国際局海外戦略推進課」を「岐阜県商工労働部観光国際局観光誘客推進課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百五十九号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表農政部農業経営課の部農業経営課恵那市駐在の項を削り、同表警察本部総務室会計課の部少年課の項中「識別カードを除く。」を削る。

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（広報課、法務・情報公開課、行政管理課、管財課、県庁舎開設準備課、情報企画課、総務事務センター、外国人活躍・共生社会推進課、地域スポーツ課、ねりんピック推進事務局、消防課、廃棄物対策課、県民生活課、医療整備課、国民健康保険課、医療福祉連携推進課、生活衛生課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、男女共同参画・女性の活躍推進課、子育て支援課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、家畜防疫対策課、下水道課、建築指導課、公共建築課、住宅課及び水道企業課を除く。）、議会議務局総務課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二条に規定する課（教育管理課を除く。）

別表第一中

を

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（広報課、法務・情報公開課、行政管理課、管財課、県庁舎開設準備課、情報システム課、総務事務センター、地域スポーツ課、ねりんピック推進事務局、消防課、廃棄物対策課、県民生活課、医療整備課、国民健康保険課、医療福祉連携推進課、生活衛生課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、男女共同参画・女性の活躍推進課、子育て支援課、商業・金融課、産業人材課、下水道課、建築指導課、公共建築課、住宅課及び水道企業課を除く。）、議会議務局総務課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二条に規定する課（教育管理課を除く。）

に改め、同表情報企画課の項中「情報企画課」を「情報システム課」に改め、同表外国

人活躍・共生社会推進課の項、労働雇用課の項及び家畜防疫対策課の項を削り、同表住宅課の項中「県営住宅管理監」を「住宅活用推進監」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

企業管理規程

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県企業管理規程第二号

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業組織規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第九条の表水道企業課の部に次のように加える。

県営水道災害対策監
 上司の命を受け、県営水道の災害対策の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表計量検定所の項の次に次のように加える。

岐阜産業会館

岐阜市六条南

商工政策課長

別表水産研究所の項中「所長」を「総務課長」に改め、同表障がい者総合就労支援センターの項中「総務課長」を「総務部長」に改め、同表岐阜関ヶ原古戦場記念館の項の次に次のように加える。

スマート農業推進センター

海津市海津町平原

スマート農業推進室長

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十六号

庁中一般

各現地機関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

第二号中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十七号

庁中一般

各現地機関

岐阜県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県民生活安定緊急対策本部設置規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十八号

庁中一般

各現地機関

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県水資源問題協議会設置規程（昭和四十年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社